

委 託 業 務 設 計 仕 様 書

令和8年度 日比原農業集落排水処理施設撤去基本設計委託業務

徳島県海部郡海陽町

(日比原処理区)

1. 本業務は、徳島県測量作業共通仕様書及び徳島県設計業務共通仕様書により完了するものとする。

業 務 大 要	処理場撤去基本設計 1 式
------------------	---------------

特 記 仕 様 書

1.特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「業務委託標準仕様書」によるものとする。

この仕様書に記載されていない事項については一般仕様書による。

2.業務目的

本業務は、農業集落排水処理施設の撤去に関する概略設計を行うものである。

3. 業務対象

本業務の対象は、以下のとおりとする。

日比原地区農業集落排水処理施設 一式

4.工期

契約日の翌日～令和9年3月31日 迄

5.提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたり、以下の書類を提出する。

- ・着手届 ・管理技術者届 ・業務計画書
- ・業務完了報告書 ・完成届 ・業務完了報告書 ・請求書

6.管理技術者及び技術者

管理技術者は秩序正しく業務を行わせるとともに、相当な経験を有する技術者を配置しなければならないことから技術士(上下水道部門(下水道))またはRCCM(下水道)等の資格保有者とする。

7.業務内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

① 現地調査

受注者は、対象施設の現況把握を目的として現地調査を実施するものとする。調査にあたっては、以下の事項を確認する。

- ・農業集落排水処理施設(土木・建築・機械・電気)の配置、構造及び規模
- ・搬入路、作業ヤード及び周辺環境(隣接構造物、交通条件等)
- ・その他、撤去設計に必要な事項

② 資料の収集・整理

受注者は、既存資料を収集・整理し、撤去設計に必要な事項について検討を行うものとする。主な検討内容は、以下のとおりとする。

- ・竣工図、台帳、維持管理記録等の精査
- ・既存施設の構造形式及び使用材料の把握

③ 撤去計画

受注者は、日比原地区農業集落排水処理施設一式(土木・建築・機械・電気)及び機能停止に伴う不要となる管渠施設について、適正な処理・処分方法の比較検討を行い、撤去設計を策定する。また、機能停止に伴い、必要となる措置が想定される場合、その措置に対する課題を整理し、対応策を取りまとめる。

④ 設計協議

受注者は、業務の円滑な遂行を図るため、発注者と適宜協議を実施する。

- ・業務着手時協議
- ・中間協議
- ・最終協議

8.成果品

- ・図面 一式
- ・報告書 一式
- ・電子データ 一式
- ・その他発注者が必要とするもの